

# 福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部における公的研究費の不正に係る調査等に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部における公的研究費の取扱いに関する規程（令和4年4月1日施行）（以下、「公的研究費の取扱い規程」という。）第13条第4項に基づき、福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部（以下「本学」という。）における公的研究費の不正又は不正の疑いが生じた場合の調査等を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(不正使用に関する通報)

第2条 公的研究費の取扱い規程第22条第2項の規定により通報窓口（以下「通報窓口」という。）は、総合研究機構事務室とする。

2 不正及びその疑いがある（以下「不正等」という。）と思料する者は、通報窓口に通報及び情報提供（以下「通報」という。）を行うことができる。

3 不正防止計画の推進部署である総合研究機構事務室及び公的研究費の取扱い規程第26条で定める内部監査プロジェクトチームが自らの職務において不正等を知り得た場合、前項に準ずる。

4 通報は、電子メール、書面、電話、ファクシミリ又は面談によるものとする。

5 通報窓口は、原則として通報者の氏名、所属、住所等並びに不正行為等の存在を客観的な根拠とともに示されるもののみを受け付ける。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。

6 通報窓口は、匿名による通報があったときは、職員等の不正使用の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り、受け付けるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本細則に規定する通知及び報告は行わないものとする。

7 学会の研究コミュニティ等外部機関から職員等が不正等の疑いを指摘されたときは、第5項の規定を準用するものとする。

(報告等)

第3条 通報窓口で不正使用等に関する通報及び情報提供があった場合、公益通報窓口担当者は、速やかに最高管理責任者、統括管理責任者に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の報告を受けた際に、必要であると認めた事案について関連する部局長又は部局長に代わる者（以下「部局長等」という。）に予備調査を行わせることができるものとする。ただし、通報者、被通報者と利害関係がある者は予備調査から除外するものとする。

3 部局長等は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、当該通報の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。

- 4 最高管理責任者は、前2項の報告に基づき、通報を受けた日から30日以内に通報の合理性を確認のうえ、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告するものとし、通報者に対しても調査の要否について通知するものとする。

(調査委員会)

第4条 最高管理責任者は、調査の実施を決定した場合、公的研究費の不正に係る調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 委員長が指名する専任教員若干名
- (3) 委員長が指名する専任職員若干名
- (4) 本学に属さない第三者の弁護士又は公認会計士等若干名
- (5) その他委員長が必要と認めた者若干名

- 3 委員は、本学並びに通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 4 第2項第1号の委員が前項の利害関係者に当たる場合、最高管理責任者が別に指名するものをもって充てる。

- 5 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

(守秘義務)

第5条 委員会の委員その他本細則に基づき不正の調査に携わる者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(調査の実施)

第6条 委員会は、不正の有無、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等（以下「不正の有無等」という。）について調査するものとする。

- 2 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関に報告し、又は協議しなければならない。

- 3 委員会は、調査対象の職員等（以下「対象職員等」という。）に対し関係する資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

- 4 委員会は、関連する部局長等に対し、調査協力等を求めることができる。

- 5 委員会は、必要に応じて、対象職員等に対し調査対象となった公的研究費の使用停止を命ずることができる。

- 6 通報者は、通報に基づく調査への協力を理由とした人事、給与、又は教育研究におけるいかなる不利益な処遇を受けない。

- 7 当該調査に携わるすべての者は、通報者、対象職員等その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(調査への協力等)

第7条 対象職員等は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。

- 2 退職後においても前項と同様に取り扱うものとする。

(意見聴取)

第8条 委員会は、不正の有無等の認定を行うに当たって、あらかじめ対象職員等に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。

2 対象職員等は、前項の調査内容の通知日から原則として14日以内に委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、委員会が必要と認めた場合、意見の提出期間を延長できるものとする。

3 前項に基づき対象職員等から意見の提出があった場合、又は意見がない旨の申し出があった場合、委員会は、意見の提出期間を経過する前であっても次条に規定する認定を行うことができる。

4 委員会が、調査の過程において当該通報が悪意に基づくものであったと判断した場合、直ちに調査を中止し、当該通報を悪意に基づくものと認定のうえ、最高管理責任者に報告しなければならない。なお、この認定を行うにあたって、当該通報者に弁明の機会を与えなければならない。

5 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合、通報者（当該通報者が本学以外の機関に所属する者であった場合、その所属機関への通知を含む。）、被通報者並びに配分機関がある場合はその機関に通知するものとする。

6 最高管理責任者は次条に基づく認定結果を受け、悪意に基づく通報であると認定された場合、必要に応じて、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分及び刑事告発等適正な措置をとるものとする。

（認定）

第9条 委員会は、調査の結果に基づき、本調査の開始した日から、90日以内に公的研究費の不正がおこなわれたか否かの認定を行い、当該認定結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、対象職員等及び通報者に対し、調査結果を通知するものとする。

（異議申立て）

第10条 対象職員等及び通報者は、前条第2項の調査結果の通知日から14日以内に最高管理責任者に異議申立てを行うことができるものとする。

2 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合、最高管理責任者の判断により委員会に対し、再調査の実施を指示することができる。この場合において、異議申立ての趣旨が新たに専門性を要する場合、最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加、又は委員会に代えて他のものに再調査をさせることができる。

3 委員会等は再調査の指示があった場合、速やかに再調査を行い、再調査の指示があった日から30日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 第8条第4項に規定する悪意に基づく通報と認定された通報者から異議申立てがあった場合、委員会はその日から30日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

5 最高管理責任者は、前2項の報告に基づき、異議申立てに対する決定を行い、異議申立てをした者及び委員会にその結果を通知するものとする。

6 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定した場合、再調査をしない旨をその理由と併せて異議申立てをした者及び委員会に通知するものとする。

7 異議申立てをした者は、前2項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

(調査結果の報告)

第11条 委員長は、第8条及び第9条による調査結果の通知後、対象職員等から異議申立てがなく、その内容が確定した場合、又は前条第2項による異議申立てに対し、同条第5項若しくは第6項の決定が行われた場合、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

(措置)

第12条 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を通報者、対象職員等、関連する部局長等に通知するとともに、配分機関に対しては、原則として通報の受付から210日以内に、不正の発生要因、不正に関与した者が関わる調査対象以外の公的研究費の執行管理体制の状況、再発防止策、関係者の処分方針等必要事項を加えて報告書を提出しなければならない。

2 最高管理責任者は、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。

3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも認定された場合、配分機関へ報告しなければならない。

4 前3項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。

5 最高管理責任者は、調査に支障をきたす等、正当な事由がある場合を除き、配分機関からの当該事案に係る資料の閲覧若しくは提供又は現地調査に応じなければならない。

6 最高管理責任者は、前各項に規定する報告又は調査等の結果、当該配分機関から不正に係る公的研究費の返還命令を受けた場合、対象職員等に当該金額を返還させるものとする。

7 最高管理責任者は、当該不正が私的流用である等、悪質性が高い場合、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。

8 最高管理責任者は、前条に基づく報告から不正の事実が認められなかった場合、通報者及び対象職員等に対し、不利益が発生することのないよう措置を講ずるものとする。

9 最高管理責任者は、調査の過程において本細則で規定する配分機関への最終報告期限を延長する合理的な理由があると判断する場合、配分機関と協議のうえ、最終報告期限の延長が認められた場合のみ、その期間を延長することができる。

(調査結果の公表)

第13条 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正があったと認められた場合、合理的な理由により不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 不正に関与した者の氏名及び所属

(2) 不正の内容

(3) 本学が行った措置の内容

(4) 調査委員会委員の氏名及び所属

(5) 調査の方法及び手段

(6) その他必要と認める事項

- 2 最高管理責任者は、学外に漏洩した調査事案及び社会的影響の大きい重大な調査事案について、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。

(委員会の事務)

第14条 委員会に関する事務は、関係事務部門の協力を得て、総合研究機構事務室で行う。

(雑則)

第15条 この細則に定めるもののほか、公的研究費の不正に係る調査等の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(細則の改廃)

第16条 この細則の改廃は、総合研究機構運営委員会の議を経て、教授会に報告するものとする。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。